

労働者派遣事業の状況について

派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等について情報提供しております。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	共同産業株式会社 池袋オフィス
拠点の所在地	東京都豊島区池袋2-61-4 エヌアイビル8階

※2025年4月1日現在

派遣労働者数 (1日平均)	派遣先事業者数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの 平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの 平均)	マージン率 (①-②)/①
33	7	19,960円	12,982円	35.0%

○マージン率とは？

派遣先より派遣元に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた割合をマージン率といいます。

(マージンに含まれる費用については別紙参照)

2. 教育訓練に関する事項

- ビジネスマナー教育
- e-ラーニングを用いた各種教育
- コンプライアンス教育

3. 待遇決定方式の情報提供について

労使協定を締結しているか否か	締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日

労働者派遣事業の状況について

派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等について情報提供しております。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	共同産業株式会社 本社
拠点の所在地	大阪府中央区今橋2丁目4番10号 淀屋橋北浜センタービル801

※2025年4月1日現在

派遣労働者数 (1日平均)	派遣先事業者数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの 平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの 平均)	マージン率 (①-②)/①
5	3	15,440円	11,187円	27.6%

○マージン率とは？

派遣先より派遣元に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた割合をマージン率といいます。

(マージンに含まれる費用については別紙参照)

2. 教育訓練に関する事項

- ビジネスマナー教育
- e-ラーニングを用いた各種教育
- コンプライアンス教育

3. 待遇決定方式の情報提供について

労使協定を締結しているか否か	締結している
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日

派遣料金の仕組み

派遣料金の内訳について、派遣会社によって多少の違いはありますが概ね下記のような内容になります。

○人件費（労務費）（約90%）

- 賃金（約75%）
派遣料金が一番多くを占めるのが皆さんの給与で、交通費を含めると全体の約75%になります。
- 社会保険料・労働保険料（約12%）
派遣会社が皆さんの雇用主として負担する社会保険料も派遣料金からの捻出になります。
- 有給休暇費用（約3%）
皆さんが有給休暇を取得した際、休暇期間の費用は派遣先に請求することができますので、皆さんへのお支払い分としての費用も含まれております。

○その他の経費（管理費など）（約5%）

派遣会社の担当者や労務管理を行う内勤者の人件費、オフィス賃借料、募集費、教育訓練等の経費は管理費として派遣会社の運営に必要な費用となります。

○営業利益（約5%）

以上の費用をすべて差し引いたものが派遣会社の営業利益となり、その割合は約5%程度となります。

☆イメージ

